

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン〔令和5年5月8日改定版〕

稲沢市教育委員会

これまで、市内小中学校には、文部科学省から令和4年8月19日付で発出された通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について」を受けて作成した「稲沢市の対応ガイドライン」をもとに対応をお願いしてきましたが、令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」に移行すると発表がありました。

つきましては、文科省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）」に基づき、稲沢市の対応ガイドラインを以下のように変更します。

0. 学校における基本的な感染対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要である。

具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことが必要である。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応について

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇や年次休暇の取得等により出勤させないようにする。

2. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合、保健所、学校医の助言等を踏まえ、以下の範囲や条件をめやすに学校の設置者が、学校の全部又は一部の臨時休業を行う。

<臨時休業の範囲や条件の例>

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内に感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 同一の学級において複数の児童生徒等に経路不明の感染が判明し、周囲に未診断のかぜ等の症状を有する者が複数いる場合
 - ② その他、設置者が必要と判断した場合

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

3. 出席停止の措置の期間について

臨時休業は、感染者の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒の学びの保障の観点に留意して、必要な期間とする。

担 当 稲沢市教育委員会学校教育課（伊藤幹）

電 話 0587-32-1111（内線 459）

F A X 0587-32-1196

（この文書は、文書事務改善の一つとして、公印を省略しています。）